

「環境報告ガイドライン(2012年版)(案)」に頂いたご意見等の一覧表

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に関する考え方
ガイドライン全体			
1		ガイドラインの形式について見直す段階に来ているのではないかと。ガイドラインを、環境報告の考え方と、詳細の数字の出し方などの項目を分けて作成するののも一つの方法ではないかと思えます。	原案のとおりとします。 (理由)ご指摘の趣旨は、既に記載されているため。
2		自然資源と天然資源という二つの用語が使われているが、自然資源を原則的に使用し、例えば第6章など天然資源と記した方が適切な箇所については、その指すところを明確化した上で用いることが適当である。	ご指摘を踏まえ、第1章から第5章の天然資源を自然資源と修正します。
第1章 環境報告の考え方			
3	3. ステークホルダーと環境報告 図3「ステークホルダーとの関係イメージ」	環境NGO・市民社会は、図の外ではなく、地域社会と同距離以下の円内部に配置すべきである。また囲み文で代表的な利害関係者として、環境NGOも明記すべきである。	図に関しては、ご指摘のとおり、修正します。囲み文の記載は、あくまで例示列挙のため、原案のとおりとします。
第2章 環境報告の基本指針			
4	1. 環境報告の一般原則	環境報告の作成に当たっては、制約条件として「費用対効果」も考慮されることを記載すべきである。	原案のとおりとします。 (理由)費用対効果は、重要性の判断に含まれて考慮されると考えられるため。
5	原則2 表現の忠実性 [4]合理性	表現の忠実性の特性を「完全性」「中立性」「合理性」と表しているが、「完全であること」「中立であること」「誤りのないこと」とした方が分かりやすい。	原案のとおりとします。 (理由)表現の忠実性の特性を簡略的に表現したものであり、原則本文の趣旨を理解するために特に支障はないと考えられるため。
6	原則2 表現の忠実性 [4]合理性	「合理性」とは、「計算のように原データの加工プロセスがある場合」と限定した記載になっているが、「合理性」という特性は、計算以外の方法で作成される情報にも当てはまるべきであり、特定の情報のみを部分的に対象とすべきではない。また、プロセスだけでなく、作成プロセスの結果としての報告情報が報告の対象となる事象を適切に表しているかが重要であり、この点についても明記されるべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正内容) [4]合理性の冒頭 「合理性とは、環境報告の対象事象を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順通りに適用することを求める要請です。」
7	原則3 比較可能性 [4]事業者間の比較	利用者視点ではなく、他の原則との整合性から、利用者が業者間比較をする際に誤った認識をしないように留意して、事業者が適切な開示をするよう促す表現にすべきである。	ご指摘を踏まえ、開示事業者の視点に立った記載に修正します。
8	原則4 理解容易性 [2]他の情報との関連付け	「将来予測情報」という用語を使っているが、定性的な記述も含む「将来見通し」という表現が望ましいと考えられる。	ご指摘のとおり、「将来予測情報」を「将来見通し」と修正します。
9	基本事項2 公表媒体の選択 [3]ウェブを利用する場合	「情報に一覧性があること」の要件に対し、全体構成が一覧できるようにすることと記載されているが、それだけではなく、経年的な推移が容易に把握できること、も明記すべきである。	原案通りと致します。 (理由)経年的な推移は、一般原則の比較可能性として記載しているため。
10	解説:基本事項3 KPIの開示 [2]KPIの決定	「環境負荷の状況を排出量の総量で表示することが基本であり、区分表示や原単位指標等の関係比率(環境効率)は、総量に併記する形式で開示」(第2パラグラフ)とあるが、この要件は、たとえ事業者が総量での目標設定を行っていない場合にも該当することを明記しておくべきである。	原案通りと致します。 (理由)ご指摘の趣旨は、一般原則及び記載する情報・指標等において、既に記載されているため。
第4章 環境報告の基本的事項			
11	2. 経営責任者の緒言	②重要性がある場合に記載すべき情報として挙げられている中長期ビジョンや経営戦略における位置づけは、①記載する情報・指標に該当するものである。	原案通りと致します。 (理由)会社の重要性に応じて記載する情報・指標と考えられるため。
第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標			
12	1. (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	記載にあたっての留意点において、「将来予測情報」という用語を使っているが、定性的な記述も含む「将来見通し」という表現が望ましいと考えられる。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正内容) 記載にあたっての留意点(iv)「将来に関する事項を記載する場合には、将来に関する情報である旨及び利用にあたっての留意事項等を記載する必要があります。」
13	4. (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	バリューチェーン関連の環境負荷算出に関する前提条件(仮定・想定等)を、重要な補足情報として明記するよう求めるべきである。また、スコープ3の記載では、調達や輸送、廃棄など、区分ごとの内訳を明記すべきである。	原案のとおりとします。 (理由)ご指摘の趣旨は、【記載にあたっての留意点】において、既に記載されているため。
14	4. (2)グリーン購入・調達	解説に具体的な記載の事例として、「合法性の確認がとれた資源(例えば森林認証材等)を使用した製品」とあるが、この記載のうち(例えば森林認証材等)の部分は、「再生材や生物多様性及びその持続可能な利用に配慮した原材料や製品」の例示として掲げるべきである。	ご指摘のとおり、修正します。

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に関する考え方
15	4. (3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	記載すべき事項の具体的内容として、囲み部分の列記に「該当する製品・サービスによる定量的もしくは定性的保全効果」を追加する。	ご指摘を踏まえ、環境保全効果の用語解説を、以下のとおり修正します。 (修正内容) 環境保全効果(用語解説)「環境負荷の発生防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果。環境会計情報においては、物量単位で測定する。」
16	4. (5) 環境に配慮した輸送	業務上、車を用いるドライバーのアイドリングストップ(車のエンジンかけっぱなし)実施状況(休憩時間中含む)・業務用車のアイドリングストップ装置の装着状況・ハイブリッドカーや電気自動車の導入状況を、記載する報告内容に加えることを義務化する。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標			
17	1. (3) 水資源投入量及びその低減対策	記述にある水資源投入量及びその低減対策を記述するのは必須である。しかし、単に事業所の使用量だけでなく、さらにバーチャルウォーターを把握し、ウォーターフットプリントなどで世界での環境への負荷量を明示するよう、重要性がある場合に記載する情報で求めるべきである。	原案のとおりとします。 (理由)ご指摘の趣旨は、「第5章4. (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等」において、既に記載されているため。
18	3. (2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	総排出量(国内・海外別の内訳)の記載データの定義やスコープが明確に記載されるよう、あらためて徹底していくべきである。	原案のとおりとします。 (理由)ご指摘の趣旨は、「第5章4. (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等」において、既に記載されているため。
19	3. (2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	記載に当たっての留意点(v)に、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法等があります。広く一般事業者が利用できるよう、政府として、影響を受ける電源特定の作業に着手し、進捗に応じて、適宜追記・修正をして頂きたい。(参考資料5も同様)	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
20	3. (2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	記載に当たっての留意点(v)にある「削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法等があります。」の箇所について、削減効果の評価は総量の差異分析と整合的なものであるべきで、過大評価となる仮定の排出係数を設定すべきではない。そのため、電気の排出係数としては、温対法でも「排出量」の算定に採用されている「全電源平均」とすることが合理的かつ妥当である。(参考資料5も同様)	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
21	3. (7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	記載する有害物質について、定義を記載するなど対象を明確化するべきである。	ご指摘を踏まえ、【記載にあたっての留意点】を以下のとおり修正します。 (修正内容) 記載にあたっての留意点(ii)「有害物質等とは、災害・事故等で漏出した場合、周辺の人々の健康、動植物、生態系、財産に重大な害を及ぼす可能性のある物質・物品を指し、特定管理産業廃棄物(アスベスト、PCB(ポリ塩化ビフェニル)等)、高圧ガス、危険物、放射性物質等が含まれます。」
22	4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	生物多様性に関する数値情報は、地域的特性等により取組が相違したり、数値化が困難な取組があるため、総量や原単位での数値情報を「記載する情報・指標」として求めるべきではなく、「重要性がある場合に記載する情報・指標」として位置づけるべきである。	原案のとおりとします。 (理由)数値情報の記載は、今後も発展が期待されるため。 ただし、ご指摘の趣旨を踏まえ、「重要性がある場合に記載する情報・指標」に記載されている「事業とは直接関連しないものの生物多様性の保全に資する対策、取組状況、実績等」については、「記載する情報・指標」Aに含めて記載できることと修正します。
第8章 その他の記載事項等			
23	2. 環境情報の第三者審査等	事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例について、独立した第三者による保証と、企業のステイクホルダーによる視点を提供する方法とは、その性質、役割が異なるため、区別して記載されるべきである。また、事業者自ら信頼性を向上させる方策については、第5章2. (1)に事業者自らが実施する信頼性を向上させるための社内手続が記載されているため、そこで併せて記載した方が事業者には分かりやすいと考えられる。	ご指摘の趣旨を踏まえ、事業者自らが実施する信頼性を向上させる方策の例は、第5章2. (1)に参考として記載し、事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例は、第三者による審査を①として順番を変更して記載するよう修正します。